

議案第 33 号

市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について

市川市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車の安全利用に関する条例（平成 23 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 乗車用ヘルメットの着用に努めること。

第 9 条第 4 項中「乗車用ヘルメットその他の」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

自転車の安全利用に関する更なる普及啓発を図るため、乗車用ヘルメットの着用に努めることを自転車利用者の遵守事項に追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。